

大阪市国民健康保険条例の一部を改正する条例案

大阪市国民健康保険条例（昭和36年大阪市条例第3号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
(過料) 第23条 世帯主が、法第9条第1項若しくは <u>第5項</u> の規定による届出をせず、 <u>又は虚偽</u> の届出をした <u>場合は</u> 、その者に対して 100,000円以下の過料を科する。	(過料) 第23条 世帯主が、法第9条第1項若しくは <u>第9項</u> の規定による届出をせず、 <u>若しくは</u> 虚偽の届出をした <u>場合又は同条第3項若し</u> <u>くは第4項</u> の規定により被保険者証の返還 を求められてこれに応じない <u>場合は</u> 、その 者に対して100,000円以下の過料を科する。
[2・3 略]	[2・3 同左]
備考 表中の[]の記載は注記である。	

附 則

- この条例は、令和6年12月2日から施行する。
- この条例の施行の日前にした行為及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令（令和6年政令第260号）第9条の規定によりなお従前の例によることとされる場合における同日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

令和6年9月12日提出

大阪市長 横山英幸

説 明

国民健康保険法の一部改正に伴い、過料を科する行為の範囲を改めるとともに、規定を整備するため、条例の一部を改正する必要があるので、この案を提出する次第である。